

請文〔A〕

誓文前書之事

一 金山御松茸御用掛之役人、「御山内不_レ殘草木之陰迄念入」
無_二油断_一相改、御松茸出生次第「早速本数相改、差上可_レ申事
附_レり、松茸出候処、鳥獸等穢候様成」松茸者、其段御注進

可_レ申候事

一 御松茸番人之儀者、小屋ニ壺ケ処「(或いは) 壺人、あるへハ式人ツ、詰
居、少も不_レ明」様相守、番所之義ハ不_レ及_レ申、「御松茸出候
出候遠近其時々見廻、「松茸盜取候者見出候ハ、搦捕」早速に
御注進可_二申上_一事

一 御松茸取申役人并番人とも、「御松茸壺本成とも私欲 仕間
鋪、」尤兄弟・縁者・智縁之者たり共処「(決) 吳遣 申間敷候事

一番人とも朝夕食事いたし候内ハ、「代番ニ而親類・兄弟参候而
も右同断」相守可_レ申候、其代番与_レ而連判仕、「御茸壺本成り
共取、売買仕間敷候事

一 御松茸取候役人者不_レ及_レ申、并ニ「代番之者とも忌服有_レ之候
ハ、不_レ包」其段御注進之上、御指図請相勤可_レ申事

右之条々雖_レ為_二一事_一、於_レ令_二違背_一者、上「ニハ日月 奉_レ始、
梵天・帝釈・四大天王、」惣而日本國中六拾余州大小之「神祇ニ

ハ、伊勢天照大神・八幡大菩薩・」春日大明神・関東之鎮守伊
豆・箱」根両所之権現・三島大明神、当国」当所之産、別而者

金山鎮守熊野三」社・十二末社、下ニハ賢牢地神部類・眷属」
神罪・冥罪、即時各可_レ蒙者也、仍而如_レ件

弘化三年

未八月六日

伊 助(血判) 伝右衛門(血判)

惣 吉(血判) 糸右衛門(血判)

勘 次 郎(血判) 亀右衛門(血判)

勘 兵 衛(血判) 亀 藏(血判)

利左衛門(血判) 源左衛門(血判)

岩 次 郎(血判) 市 五 郎(血判)

三郎右衛門(血判) 藤 四 郎(血判)

藤 助(血判) 清 吉(血判)

利右衛門(血判)

金 次 郎(血判)

林 太 郎(血判)

彦右衛門(血判)